

2 対教師暴力(対教師暴言)

初期対応のポイント

- ① 複数の教職員で対応する。
- ② 負傷者の救助を第一にする。
- ③ 管理職と生徒指導主事へ、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。

対応の手順

暴力(暴言)の制止 複数の教職員で対応

- ・生徒の興奮状態の鎮静化を図る。
(教職員一人に対応を余儀なくされる場合、まず興奮状態の鎮静化を図る。)
- ・周りの生徒を遠ざける。
- ・「やめなさい」等の単純で明確な指示をする。(立ち位置は手の届かない範囲で、生徒のななめの位置)
- ・必要ならば、身体を取り押さえるなどして、自己や他者を守るための正当防衛として行為を行う。
- ・落ち着いたならば、加害生徒を別の場所に移動させる。

負傷者(被害教諭)への対応

安全確認

- ・周りにいた生徒や教職員も含めて負傷者がいないか確認する。

安全確保

- ・負傷者がいた場合は、救助と安全確認をする。
- ・養護教諭等による応急処置をする。
- ・管理職や生徒指導主事及び養護教諭等で負傷の程度を判断し、場合によっては、救急車を要請する。
- ・場合によっては、診断書をとる。
- ・心のケアにも配慮する。



連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事への報告(5W1H、事実のみを正確に)
 - ・情報の一元化
 - ・教育委員会への報告(問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて)
 - ・警察への通報(学校だけで対応することが困難な場合)
- ※管理職・生徒指導主事への連絡・報告は問題事象が解決するまで適宜行う。**



事実確認

事実関係の確認

- ・加害生徒が複数いる場合には、一人ずつ別室で行う。
- ・事件の状況、原因、動機、関係した生徒などについて聴取する。

留意事項

- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、生徒を一人きりにしない。
- ・聴取内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に把握し、事実関係を明らかにする。
- ・複数の教職員で行う。
- ・生徒の思いを(日ごろからの思いも)しっかりと受けとめる。

被害教職員

- ・管理職が行い、暴力(暴言)内容について、記録にまとめる。
- ・日ごろの生徒の様子や人間関係等を聞き取り、記録としてまとめる。
- ・被害届の提出をためらわない。

加害生徒

- ・逐一指導するのではなく、事実を把握するために聴取する。

周囲の生徒

- ・周囲にいた生徒すべてを対象に一人ずつ聴取する。



対応方針の決定

関係者による緊急対策会議

- ・情報を集約
- ・被害教職員への対応、支援
- ・加害生徒や保護者への指導、支援
- ・他の生徒への指導
- ・被害届提出を検討

緊急職員会議

- ・事実の周知と共通理解
- ・指導方法を決定
- ・指導と支援の役割分担
- ・被害届提出の有無を決定



生徒・保護者への対応

加害生徒

再発防止

- ・再発防止に向けた指導と支援について説明する。
- ・被害教職員への謝罪について話し合う。

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

留意事項

- ・HR担任を中心として学年主任や生徒指導主事等複数でかかわる。
- ・暴力(暴言)行為は絶対許されない行為であるという毅然とした態度で指導をする。
- ・振り返りの機会を設定し、自己の行動の問題点について反省させる。
- ・生徒の気持ちを受容する。

加害生徒の保護者

概要説明

- ・家庭訪問や保護者に来校を依頼し、直接説明する。
- ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
- ・温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。

指導方針の説明等

- ・学校の指導と支援の在り方について生徒指導主事等から説明を行い、今後の対応策を協議する。(保護者の心情に共感しながら共に考える。)
- ・被害教職員への対応(謝罪等)について指導する。

留意事項

- ・管理職も含む複数の教職員で対応する。
- ・これまでの指導等に原因や動機が認められる場合、その部分についてはきちんと反省の意を伝える。
- ・事前に役割分担や対応の内容を協議しておく。

その他

他の生徒への指導

- ・全校あるいは学年集会の実施やHRでの指導を行い、いかなる暴力(暴言)も許されない行為であるという毅然とした姿勢を生徒に示す。
- ・学校(教職員)側に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。

再発防止に向けた取組

体験的な活動を通じた人間関係づくりを実践する。

規範意識を育む指導の充実を図る。

いかなる暴力(暴言)も許さないという毅然とした学校の姿勢を示す。

教職員の指導力向上のための研修会や事例検討会を実施する。

日常的な保護者との連携を強化する。

生徒の動向を把握する。

連絡体制を構築する。(普段から顔の見える関係を構築する。)

- ・警察やこども家庭相談センター等の関係機関へ定期的に訪問し、協力を要請する。